



2016年8月30日

愛知県教育委員会教育長 殿

県立学校における産業医の巡視活動の改善等を求める請願

住所 [REDACTED]
氏名 井上 満

1. 請願趣旨

- (1) 教職員が50名以上いる県立学校においては、労働安全衛生法に基づき産業医（衛生管理医）を置くことが義務づけられている。
- (2) 右衛生管理医の重要な業務の1つを挙げれば、「少なくとも毎月1回作業場を巡視」することである。（労働安全衛生規則第15条・愛知県教育委員会安全衛生管理規程第6条）
- (3) 県教委の資料によれば、県立学校における衛生管理医による「巡視」実態は、以下のとおりである。

年 度	巡視回数（平均）
H27	2.58回
26	2.36
25	2.39
24	2.30
23	2.21
22	2.39

少なくとも法定巡視回数からは、程遠い実態にある。県教委は、学校現場の労安体制の確立を、どこまで真剣に考えているのか、はなはだ疑問である。

- (4) ただ、請願者は、何年も前から、県教委福利課担当者が、上記実態を何とか改善したいと考え、それなりに現場を指導してきた事実も聞いている。

しかし、その指導を無視するかのとき学校がある。以下の学校は、少なくともH25年度～27年度まで3年間について、衛生管理医の巡視は、0回である。

- ・中村高校 ・守山高校 ・犬山南高校 ・津島東高校 ・大府高校
- ・横須賀高校 ・岡崎商業高校 ・安城高校 ・豊橋東高校
- ・春日台特別支援学校

これに対し、少数であるが、例えば、愛知商業高校、春日井商業高校、名古屋南高校、知立高校等の衛生管理医は、毎年度10～11回の巡視を行っているのである。できないはずは、ないのである。

上記「巡視0回」校は、違法状態を続けても、反省がないと指摘せざるを得ない。

2. 請願項目

- (1) 法・県教委安全衛生管理規程に基づき、衛生管理医の巡視が「少なくとも毎月1回」実施されるよう、各校長を強く指導すること。
- (2) 強い指導だけで改善されない場合は、その原因を突き止め、抜本的施策を講じること。
- (3) 法・規程及び県教委の指導を無視するかのとき姿勢の学校（＝上記（4）記載）の校長を処分すること。

以上
